

教育課程又は教員組織に関する重要な変更に対する評価結果への付記事項

法科大学院名	認証評価申請年度	認証評価（本評価）時の認定	追評価時の認定
中京大学法科大学院	平成25年度	不適合	適合

法科大学院基準の大項目	法科大学院基準の評価の視点	付記事項	
		<変更前>	<変更後>
教育の内容・方法等	2-1 法令が定める法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のすべてにわたり、法科大学院制度の目的に即して構成され、授業科目がバランスよく開設されているか。また、各授業科目の内容がそれぞれの科目群にふさわしいものであるとともに、法曹として備えるべき基本的素養の水準に適ったものとなっているか(「連携法」第2条、「告示第53号」第5条)。	法律基本科目群(34科目)、法律実務基礎科目群(17科目)、基礎法学・隣接科目群(8科目)及び展開・先端科目群(25科目)の4つの科目群が開設されている。	法律基本科目群(34科目)、法律実務基礎科目群(17科目)、基礎法学・隣接科目群(8科目)及び展開・先端科目群(25科目)の4つの科目群が開設されている。なお、科目名称の「Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ」は「1、2、3」に表記が変更されている。
	2-3 学生の履修が、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のいずれかに過度に偏らないよう規定するなど、適切に配慮されているか(「告示第53号」第5条第2項)。	修了要件総単位数が99単位と設定されているところ、各科目群の必修単位数及び選択必修単位数は、法律基本科目群(必修:54単位、選択必修:4単位、合計58単位)、法律実務基礎科目群(必修:6単位、選択必修:7単位、合計13単位)、基礎法学・隣接科目群(選択必修:4単位)、展開・先端科目群(選択必修:8単位)である。	修了要件総単位数が101単位に変更となり、各科目群の必修単位数及び選択必修単位数も、法律基本科目群(必修:54単位、選択必修:4単位、合計58単位)、法律実務基礎科目群(必修:7単位、選択必修:7単位、合計14単位)、基礎法学・隣接科目群(選択必修:4単位)、展開・先端科目群(選択必修:10単位)に変更されている。
	2-16 課程修了の要件については、在学期間及び修了の認定に必要な単位数が法令上の基準(原則として3年、93単位以上)を遵守し、かつ、履修上の負担が過重にならないように配慮して設定されているか(「専門職」第23条)。	修了要件単位数は99単位であり、必修60単位、選択必修39単位である、また、法学既修者は、修了要件が63単位、必修24単位、選択必修39単位である。	修了要件単位数は101単位に変更となり、必修も61単位、選択必修も40単位に変更となった。また、法学既修者は、認定科目の単位を含め、修了要件が101単位、必修61単位、選択必修40単位に変更されている。
	2-17 学生が各年次において履修科目として登録することのできる単位数の上限が、法令上の基準(36単位を標準とする。)に従って適切に設定されているか(「告示第53号」第7条)。	1年次は42単位、2年次及び3年次は36単位である。	1年次は36単位、2年次及び3年次は42単位に変更されている。
	2-21 法学既修者の課程修了の要件については、在学期間の短縮及び修得したものとみなす単位数が法令上の基準(1年、30単位を上限とする。ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。)に基づいて適切に設定されているか(「専門職」第25条)。	法学既修者として修得したとみなされる単位数は、36単位である。	法学既修者として修得したとみなされる単位数は、一括認定30単位、個別認定8単位以内に変更されている。

法科大学院基準の大項目	法科大学院基準の評価の視点	付記事項	
		<変更前>	<変更後>
教員組織	3-1 専任教員数に関して、法令上の基準(最低必要専任教員12名、学生15人につき専任教員1名)を遵守しているか(「告示第53号」第1条第1項)。	専任教員数は14名である。	専任教員数は13名に変更となった。
	3-3 法令上必要とされる専任教員数の半数以上は原則として教授で構成されているか(「告示第53号」第1条第6項)。	専任教員14名のうち13名が教授であり、法令上必要な専任教員の半数以上が教授で構成されている。	専任教員13名のうち12名が教授であり、法令上必要な専任教員の半数以上が教授で構成されている。
	3-5 法令上必要とされる専任教員数のおおむね2割以上は、5年以上の法曹等の実務の経験を有し、かつ高度の実務能力を有する教員を中心として構成されているか(「告示第53号」第2条)。	専任教員14名のうち5名が5年以上の法曹としての実務経験を有する実務家教員となっている。	専任教員13名のうち4名が5年以上の法曹としての実務経験を有する実務家教員となっている。
	3-6 法律基本科目の各科目に1名ずつ専任教員(専ら実務的側面を担当する教員を除く。)が適切に配置されているか。その際、入学定員101~200人未満の法科大学院については、民法に関する科目を含む少なくとも3科目については2人以上の専任教員が、入学定員200人以上の法科大学院については、公法系(憲法、行政法に関する科目)4名、刑事法系(刑法、刑事訴訟法に関する科目)4名、民法に関する科目4名、商法に関する科目2名、民事訴訟法に関する科目2名以上の専任教員が配置されているか。	法律基本科目への専任教員の配置は、憲法1名、行政法1名、民法3名、商法1名、民事訴訟法1名、刑法1名、刑事訴訟法1名となっている。	変更後においても法律基本科目への専任教員の配置は、憲法1名、行政法1名、民法3名、商法1名、民事訴訟法1名、刑法1名、刑事訴訟法1名となっている。
	3-7 法律基本科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目について、専任教員が適切に配置されているか。	専任教員の配置比率は、法律基本科目100%、基礎法学・隣接科目25%、展開・先端科目38%である。	専任教員の配置比率は、法律基本科目100%、基礎法学・隣接科目25%、展開・先端科目35%である。
その他	入学定員	入学定員は25名である。	入学定員は20名である。